

■ 訪問看護 (1割負担額)

①基本料金	20分未満	318単位
	30分未満	474単位
	30分以上 60分未満	834単位
	1時間以上 1時間30分未満	1144単位

■ 入居時の費用

営業時間外	早朝 (午前6時～午前8時) 夜間 (午後6時～午後10時)	25%増し
	深夜 (午後10時～午前6時)	50%増し
複数名 訪問看護加算 *1	30分未満	254単位
	30分以上	402単位
特別管理加算	特別管理加算 (I) *2	500単位
	特別管理加算 (II) *3	250単位
長時間訪問看護加算	通算1時間30分以上の訪問看護	300単位
緊急時訪問看護加算	24時間の連絡相談、訪問体制を希望の場合	540単位
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に 2回以上終末期の訪問看護を行った場合	2000単位
サービス体制提供加算	厚生労働大臣が定める基準を満たした 指定訪問看護事業所	6単位 / 1回
退院時共同指導加算	病院や介護老人保健施設に入院中若しくは 入所中に医療機関と訪問看護ステーションが 共同し在宅での必要な指導を行った場合	600単位
初回加算	新規の初回利用時	300単位

* 1 利用者の状況から判断し、同時に複数の看護師で訪問看護を行うことで算定

* 2 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること

* 3 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること

■ 自己負担分 (自費：ターミナルケア加算を算定できない場合)

ターミナルケア料	看取りから逝去後の御支度などのケアを行った場合	21,600円
----------	-------------------------	---------